

## 平成 30 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく 設置者による測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。) 第 28 条第 3 項の規定により、廃棄物焼却炉等の特定施設を設置する事業者から市に報告された排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定の結果をとりまとめたので、同条第 4 項の規定により公表します。

### 1 公表の根拠、方法

法により、特定施設の設置者には、年 1 回以上、排出ガス、排水、ばいじん・燃え殻のダイオキシン類濃度を測定し、その結果を市長に報告することが義務づけられており、市長はそれを公表することになっています。

今回は、平成 30 年度の特定施設に係る自主測定結果を別添一覧表にまとめ、公表します。

### 2 対象試料及び対象施設

対 象 試 料	対 象 施 設	
排 出 ガ ス	大気基準適用施設	廃棄物焼却炉
排 出 水	水質基準適用施設	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設等
ばいじん・燃え殻	大気基準適用施設	廃棄物焼却炉

### 3 適用される基準

法に基づき大気基準適用施設及び水質基準適用事業場に適用される基準は、表 1、表 2 及び表 3 のとおりです。

### 4 測定結果の状況

#### (1) 排出ガス

ダイオキシン類濃度の測定及び報告が義務づけられた 19 施設のうち、18 施設について、測定結果が報告されました。

測定結果の範囲は 0.0000049～9.7 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N でした。

報告のあった施設は全て排出基準に適合していました。

表1 排出ガスの測定結果報告状況及び排出基準(大気基準適用施設)(単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

特定施設の種類		報告施設数	新設		既設		排出基準超過施設数
			測定結果(最大)	排出基準	測定結果(最大)	排出基準	
廃棄物焼却炉		18					
処理能力	4 t/h 以上	11	0.011	0.1	0.013	1	0
	2 t/h 以上～4 t/h 未満	0	—	1	—	5	0
	2 t/h 未満	7	—	5	9.7	10	0

(2) 排水

ダイオキシン類濃度の測定及び報告が義務づけられた 4 施設全ての施設について、測定結果が報告されました。測定結果の範囲は 0.00000～0.0023 pg-TEQ/l でした。全て排出基準に適合していました。

表2 排水の測定結果報告状況及び排水基準(水質基準適用施設)(単位: pg-TEQ/l)

特定施設の種類	報告施設数	測定結果 (pg-TEQ/l)	排出基準	排出基準超過施設数
		最小～最大		
廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設等	4	0.00000～0.0023	10	0

(3) ばいじん・燃え殻

ダイオキシン類濃度の測定及び報告が義務づけられた施設 (ばいじん 13 施設、燃え殻 17 施設) のうち、ばいじん 12 施設、燃え殻 16 施設について測定結果が報告されました。測定結果の範囲は 0～0.95ng-TEQ/g でした。

表3 ばいじん・燃え殻の測定結果報告状況及び処理基準(廃棄物焼却炉)(単位: ng-TEQ/g)

対象試料	報告 施設数	測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準	排出基準 超過施設数
		最小～最大		
ばいじん	12	0.062～0.95	3	0
燃え殻	16	0～0.070	3	0

#### 備考

- 1 廃棄物焼却炉 19 施設のうち、4 施設はばいじんを排出しないため、測定する必要がありません。また、ばいじん 5 施設(2 事業場)、燃え殻 5 施設(2 事業場)は施設の構造上、個々に測定ができないため、一括して測定しています。また、ばいじんの報告施設数には灰ピットが 1 件含まれています。
- 2 ばいじん・燃え殻の処分を行う場合には、処理基準以内となるように処理しなければなりません。
- 3 既設については、平成 12 年厚生省令第 1 号において、平成 14 年 12 月 1 日以後も処理基準を適用しない処分方法としてセメント固化、薬剤処理等が規定されています。

#### 5 行政指導

(1) 廃棄物焼却炉の設置者に対しては、立入検査等により、構造基準、維持管理基準を遵守するよう指導を行いました。

今後も立入検査等により、適正な施設の維持・管理を指導します。

(2) 排出ガス等の測定、報告をしていない施設の設置者に対しては、状況に応じて、測定するよう指導を行いました。

今後、さらに立入検査等により指導を行い、設置者による測定・報告の徹底を図ります。

#### 6 設置者による測定の結果の一覧表

測定結果の一覧表は、別添の通り。

一覧表の見方について

(1) 「区分」の欄は、特定施設の種類です。

表4 特定施設(大気基準適用施設)の区分

「区分」の「大気」	種 類	
5 a	廃棄物焼却炉	4 t/h 以上
5 b		2 t/h 以上～ 4 t/h 未満
5 c		200kg/h 以上～ 2 t/h 未満
5 d		100kg/h 以上～200kg/h 未満
5 e		100kg/h 未満

表5 特定施設(水質基準適用施設)の区分

「区分」の「水質」	種 類
15b	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設

(2) 「新・既」の欄

ア 特定施設(大気基準適用施設)の区分

既 法第2条第2項に規定する政令で特定施設(大気基準適用施設)

となった際、現に設置されている施設(設置の工事がされている施設を含む)のこと。また、廃棄物焼却炉(焼却能力 200kg/h 以上又は火格子面積が 2 m<sup>2</sup> 以上のもの)にあつては、平成9年12月1日に現に設置されている施設のこと。いわゆる既設の大気基準適用施設。

新 大気基準適用施設で既設以外のもの。

イ 特定施設(水質基準適用施設)の区分

既 法第2条第2項に規定する政令で特定施設(水質基準適用施設)

となった際、現に設置されている施設(設置の工事がされている施設を含む)のこと。いわゆる既設の水質基準適用施設。

新 水質基準適用施設で既設以外のもの。

(3) 「ダイオキシン類測定結果」の欄

単位

ng 10億分の1グラム

pg 1兆分の1グラム

TEQ 2,3,7,8-4 塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性等量

m<sup>3</sup>N 温度が0度で圧力1気圧の状態に換算した排出ガス量(立方メートル)

ℓ 排出水の量(リットル)

(4) 「分析方法」の欄

記号	分析方法
A	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による測定(法施行規則第2条第1項第1号)
B	生物検定法による測定(法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法、平成17年環境省告示第92号第1-1)
C	生物検定法による測定(同 第1-2)
D	生物検定法による測定(同 第1-3)
E	生物検定法による測定(同 第1-4)
F	生物検定法による測定(同 第1-5)
G	生物検定法による測定(同 第1-6)
H	生物検定法による測定(同 第2-1)
I	生物検定法による測定(同 第2-2)
J	生物検定法による測定(同 第2-3)
K	生物検定法による測定(同 第2-4)
L	ガスクロマトグラフ質量分析計による測定(同 第3-1)
M	ガスクロマトグラフ質量分析計による測定(同 第3-2)
N	ガスクロマトグラフ質量分析計による測定(同 第3-3)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定結果一覧表

さいたま市

No.	報告年月日	測定年月日	事業所の名称(施設の名称)	事業所の所在地	区分		規模(大気)	新・既	ダイオキシン類測定結果				適用される基準	分析方法	備考
					大気	水質			排出ガス	ばいじん	燃え殻	排水水			
1	H30.10.16	H30.8.9	さいたま市クリーンセンター大崎(1号炉)	さいたま市緑区大崎317	5a		6250kg/h	既	0.000099				1	A	
2	H30.10.16	H30.9.9	さいたま市クリーンセンター大崎(1号炉)	さいたま市緑区大崎317				既		0.11			3	A	
3	H30.10.16	H30.8.9	さいたま市クリーンセンター大崎(1号炉)	さいたま市緑区大崎317				既			0.0025		3	A	
4	H30.10.16	H30.8.21	さいたま市クリーンセンター大崎(2号炉)	さいたま市緑区大崎317	5a		6250kg/h	既	0.0011				1	A	
5	H30.10.16	H30.8.21	さいたま市クリーンセンター大崎(2号炉)	さいたま市緑区大崎317				既		0.12			3	A	
6	H30.10.16	H30.8.21	さいたま市クリーンセンター大崎(2号炉)	さいたま市緑区大崎317				既			0.0038		3	A	
7	H30.10.16	H30.8.21	さいたま市クリーンセンター大崎(3号炉)	さいたま市緑区大崎317	5a		6250kg/h	既	0.00018				1	A	
8	H30.10.16	H30.8.21	さいたま市クリーンセンター大崎(3号炉)	さいたま市緑区大崎317				既		0.11			3	A	
9	H30.10.16	H30.8.21	さいたま市クリーンセンター大崎(3号炉)	さいたま市緑区大崎317				既			0.00090		3	A	
10	H30.10.16	H30.8.9	さいたま市クリーンセンター大崎(排水)	さいたま市緑区大崎317	15b			既			0.0023		10	A	
11	H30.10.16	H30.8.9	さいたま市クリーンセンター大崎(灰ビット)	さいたま市緑区大崎317				既		0.087			3	A	固化灰
12	H30.12.7	H30.10.31	㈱イタバシ	さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒1161	5c		600kg/h	既	7.9				10	A	
13	H30.12.7	H30.4.23	㈱イタバシ	さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒1161				既		0.30			3	A	
14	H30.12.7	H30.4.23	㈱イタバシ	さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒1161				既			0.046		3	A	
15	H30.12.20	H30.10.3	㈱エスアンドエスリサイクルセンター	さいたま市岩槻区笹久保新田461-1	5c		600kg/h	既	2.7				10	B	
16	H30.12.20	H30.10.27	㈱エスアンドエスリサイクルセンター	さいたま市岩槻区笹久保新田461-1				既		0.95			3	A	
17	H30.12.20	H30.10.27	㈱エスアンドエスリサイクルセンター	さいたま市岩槻区笹久保新田461-1				既			0.070		3	A	
18	H30.12.20	H30.10.29	サイデン化学㈱ 東京工場	さいたま市桜区下大久保1280-1	5e		75kg/h	既	0.17				10	A	
19	H30.12.20	H30.10.30	サイデン化学㈱ 東京工場	さいたま市桜区下大久保1280-1				既		0.18			3	A	
20	H30.12.20	H30.10.30	サイデン化学㈱ 東京工場	さいたま市桜区下大久保1280-1				既			0.025		3	A	
21	H31.2.5	H30.12.12	陸上自衛隊大宮駐屯地化学学校	さいたま市北区日進町1-40-7	5e		40kg/h	既	1.7				10	A	
22	H31.2.5	H30.12.12	陸上自衛隊大宮駐屯地化学学校	さいたま市北区日進町1-40-7				既			0.0094		3	A	
23	H31.2.15	H30.8.21	さいたま市東部環境センター(1号炉)	さいたま市見沼区膝子626-1	5a		4167kg/h	既	0.00034				1	A	
24	H31.2.15	H30.8.21	さいたま市東部環境センター(1号炉)	さいたま市見沼区膝子626-1				既		0.81			3	A	
25	H31.2.15	H30.8.21	さいたま市東部環境センター(1号炉)	さいたま市見沼区膝子626-1				既			0.0045		3	A	
26	H31.2.15	H30.9.5	さいたま市東部環境センター(2号炉)	さいたま市見沼区膝子626-1	5a		4167kg/h	既	0.0050				1	A	
27	H31.2.15	H30.9.5	さいたま市東部環境センター(2号炉)	さいたま市見沼区膝子626-1				既		0.84			3	A	
28	H31.2.15	H30.9.5	さいたま市東部環境センター(2号炉)	さいたま市見沼区膝子626-1				既			0.0073		3	A	
29	H31.2.15	H30.9.21	さいたま市東部環境センター(3号炉)	さいたま市見沼区膝子626-1	5a		4167kg/h	既	0.0034				1	A	
30	H31.2.15	H30.9.21	さいたま市東部環境センター(3号炉)	さいたま市見沼区膝子626-1				既		0.55			3	A	
31	H31.2.15	H30.9.21	さいたま市東部環境センター(3号炉)	さいたま市見沼区膝子626-1				既			0.025		3	A	
32	H31.2.15	H30.9.5	さいたま市東部環境センター	さいたま市見沼区膝子626-1	15b			既			0.00056		10	A	
33	H31.3.13	H30.11.8	さいたま市桜環境センター1号炉	さいたま市桜区新開4-2-1	5a		7917kg/h	新	0.0011				0.1	A	
34	H31.3.13	H30.11.8	さいたま市桜環境センター2号炉	さいたま市桜区新開4-2-1	5a		7917kg/h	新	0.000027				0.1	A	
35	H31.3.13	H31.1.16	さいたま市桜環境センター	さいたま市桜区新開4-2-1				新		0.26			3	A	
36	H31.3.13	H31.1.16	さいたま市桜環境センター	さいたま市桜区新開4-2-1				新			0.00000013		3	A	熔融固化物スラグ
37	H31.3.13	H31.1.16	さいたま市桜環境センター	さいたま市桜区新開4-2-1				新			0.00000067		3	A	熔融固化物メタル
38	H31.3.13	H30.12.19	さいたま市桜環境センター(排水)	さいたま市桜区新開4-2-1	15b			新			0.000021		10	A	
39	H31.3.14	H30.8.28	さいたま市西部環境センター(1号炉)	さいたま市西区宝来52-1	5a		4167kg/h	既	0.013				1	A	
40	H31.3.14	H30.7.6	さいたま市西部環境センター(2号炉)	さいたま市西区宝来52-1	5a		4167kg/h	既	0.0037				1	A	
41	H31.3.14	H30.7.13	さいたま市西部環境センター(3号炉)	さいたま市西区宝来52-1	5a		4167kg/h	既	0.00069				1	A	
42	H31.3.14	H30.7.13	さいたま市西部環境センター	さいたま市西区宝来52-1	15b			既				0	10	A	
43	H31.3.14	H30.7.13	さいたま市西部環境センター	さいたま市西区宝来52-1				既		0.062			3	A	灰固化物
44	H31.3.14	H30.7.13	さいたま市西部環境センター	さいたま市西区宝来52-1				既			0		3	A	熔融スラグ
45	H31.3.22	H31.1.28	新日本環境整備㈱	さいたま市岩槻区浮谷1881-3	5c		680kg/h	既	0.0000049				10	A	
46	H31.3.22	H30.12.23	新日本環境整備㈱	さいたま市岩槻区浮谷1881-3				既			0.00000072		3	A	
47	H31.3.29	H31.3.9	㈱樹工務店	さいたま市岩槻区笹久保1734-1	5e		90kg/h	既	2.4				10	B	
48	H31.3.29	H31.3.9	㈱樹工務店	さいたま市岩槻区笹久保1734-1				既			0.0026		3	B	
49	R1.5.7	H31.3.13	㈱大忠	さいたま市岩槻区新方須賀558-2	5d		184kg/h	既	9.7				10	A	
50	R1.5.7	H31.3.13	㈱大忠	さいたま市岩槻区新方須賀558-2				既			0		3	B	
51			東宝舞台㈱ 岩槻製作所	さいたま市岩槻区釣上新田1048-1	5e		95kg/h	新	-				5	A	未報告
52			東宝舞台㈱ 岩槻製作所	さいたま市岩槻区釣上新田1048-1				新		-			3	A	未報告
53			東宝舞台㈱ 岩槻製作所	さいたま市岩槻区釣上新田1048-1				新			-		3	A	未報告